

平成26年度 第1回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成26年7月1日（火）

開催時間：13時30分～16時00分（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス2階「祇園」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

議事内容

平成26年度 フォローアップ対象事業の報告

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては、下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/79-8-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市公共事業評価委員会委員名簿

任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日

※任期：平成26年5月1日～平成27年3月31日

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
あらかわ あけみ ○荒川 朱美	京都造形芸術大学 環境デザイン学科教授
おおやま おさむ 大山 理	大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科准教授
かつらぎ ますこ 葛城 万寿子	京都商工会議所女性会副会長
かわうら あきひこ 川浦 昭彦	同志社大学大学院 政策学部教授
くわばら たけし 桑原 毅	京都新聞社論説委員
こばやし きよし ◎小林 潔司	京都大学経営管理大学院教授
とくひさ きょうこ 徳久 恭子	立命館大学法学部法学科教授
なかがわ えみこ 中川 恵美子 ※	京都市地域女性連合会副会長

◎：委員長 ○副委員長

平成２６年度フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進捗率（％）		備 考
				H26. 3	再評価時	
平成24年度	街 路 事 業	1	伏見向日町線	95. 9	95. 1	
		2	中山石見線	69. 5	66. 1	
		3	御陵六地藏線（第三工区）	25. 2	25. 0	
	河 川 事 業	4	西野山川	88. 6	86. 2	
		5	西高瀬川（有栖川工区）	69. 1	65. 8	
		6	善峰川	67. 4	65. 8	
	都市公園事業	7	宝が池公園（広域）	58. 8	58. 8	
	土地区画整理事業	8	洛北第三地区	100. 0	94. 1	平成25年度完成
	住宅市街地総合整備事業	9	東九条地区	65. 0	59. 1	
平成23年度	街 路 事 業	1	西小路通	100. 0	72. 8	平成25年度完成
		2	I・Ⅲ・25鴨川東岸線（第二工区）	78. 9	75. 0	
	道 路 事 業	3	一般国道162号（栗尾バイパス）	67. 8 (93. 8)	18. 5	（ ）は道路整備事業見直し区間を除いた進捗率
		4	城南宮道	68. 6	47. 1	
	河 川 事 業	5	七瀬川	92. 8	91. 6	
	住宅地区改良事業	6	三条鴨東地区	78. 2	73. 1	
平成22年度	街 路 事 業	1	深草疏水通	98. 3	98. 3	
		2	山陰街道	9. 8	9. 3	
		3	向日町上鳥羽線（第二工区）	100. 0	86. 7	平成24年度完成
	道 路 事 業	4	小川通（小川工区）	100. 0	68. 2	平成25年度完成
	土地区画整理事業	6	上鳥羽南部地区	95. 8	94. 8	
		8	伏見西部第五地区	2. 7	2. 3	
平成21年度	街 路 事 業	1	向日町上鳥羽線（第一工区）	100. 0	98. 7	平成24年度完成
	道 路 事 業	7	（主）大山崎大枝線（沓掛工区）	100. 0	65. 3	平成24年度完成
	土地区画整理事業	10	洛北第二地区	99. 2	96. 7	

再 評 価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進捗率 (%)		備 考
				H26. 3	再評価時	
平成20年度	下 水 道 事 業	1 1	下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区	40. 3	34. 2	
		1 2	下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区	89. 1	89. 1	
		1 3	下水高度処理施設整備事業 伏見処理区	60. 0	48. 9	
		1 4	下水高度処理施設整備事業 山科処理区	32. 1	32. 1	
		1 5	浸水対策事業 新川排水区	14. 8	6. 4	
		1 6	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	80. 2	72. 2	
		1 7	下水道改善対策事業 東山地域合流式	96. 9	93. 5	
		1 8	下水道改善対策事業 伏見大手筋地域合流式	41. 8	11. 2	

傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承願います。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。